

# 5

## 財政的な支援制度について

汚染除去等計画を作成し、地方公共団体（長）に提出すべきことを指示された者（助成の要件を満たす場合に限る。）に対して当該指示に係る汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（長）に対し、土壤汚染対策基金から助成を行う制度が設けられています。

また、地方公共団体（長）によっては、融資制度を設けているところもあります。詳しくは、地方公共団体担当部署（24ページ「**⑨お問い合わせ先**」）にお尋ねください。

このほか、政府関係金融機関である株式会社日本政策金融公庫でも融資制度を設けています。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)

### 土壤汚染対策基金による助成

国からの補助及び産業界等の出えん（寄附）により基金を造成しており、また、広く一般の方からの寄附も受け付けています。なお、基金の管理は指定支援法人である公益財団法人日本環境協会が行っています。

土壤汚染対策基金からの助成は、地方公共団体（長）が助成を行う土地の所有者等が、以下の要件を満たしたときに対象となります。

- ◆法に基づく調査を行い、要措置区域に指定され、汚染除去等計画を作成し、地方公共団体（長）に提出すべきことを指示されていること
- ◆汚染原因者が不明・不存在であること
- ◆費用負担能力の基準を満たすこと（負担能力に関する基準（平成16年1月環境省告示第4号））

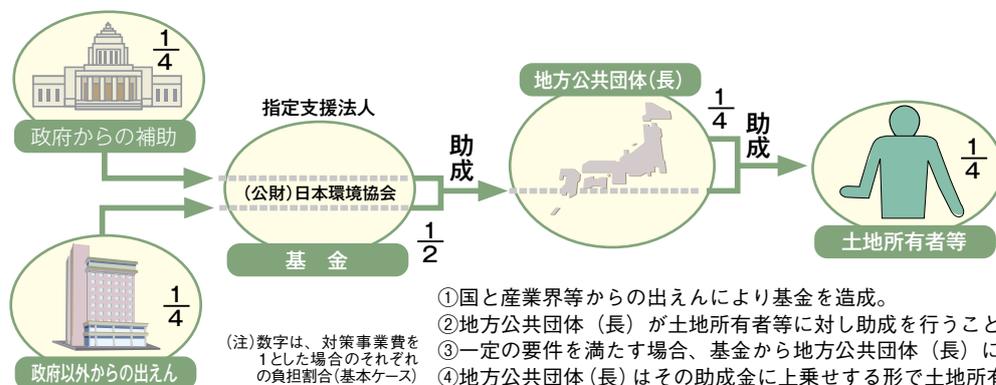
基金からの助成金の額は、助成事業により地方公共団体（長）が助成する額の2/3の額または当該助成の対象となる対策費用の1/2の額のいずれか低い額以内です。

例えば、対象事業費を1として、土地所有者等に対する地方公共団体（長）の助成率が3/4の場合、土地所有者等は、最大3/4の助成が受けられます。

なお、公益財団法人日本環境協会では、助成金の交付を受けたいと考えている方に対する相談窓口（24ページ「**⑨お問い合わせ先**」参照）を開設していますので、ご活用ください。

#### 助成金交付の流れ

【地方公共団体（長）の助成率が3/4の場合】



- ①国と産業界等からの出えんにより基金を造成。
- ②地方公共団体（長）が土地所有者等に対し助成を行うことを決定。
- ③一定の要件を満たす場合、基金から地方公共団体（長）に助成金を交付。
- ④地方公共団体（長）はその助成金に上乗せする形で土地所有者等に対し助成。

(注)数字は、対策事業費を1とした場合のそれぞれの負担割合(基本ケース)